

新型コロナウイルス感染症への当面の対応（令和2年4月8日現在）

1. 登校について

緊急事態宣言発令に伴い、不要不急の登校は行わない。

2. 今後の海外渡航について

教職員学生とも原則禁止とする。

3. 新型コロナウイルスに罹患等した場合の取扱いについて

1) 学生が罹患等した場合

(1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により「出席停止」とする。

(出席停止の判断の目安)

①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

②風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合

③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

なお、出席停止により欠席した授業科目については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行う。

(2) 出席停止期間

・上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

学校保健安全法施行第19条第1項の規定に基づき、出席停止期間は「治癒するまで」とする。登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を提出すること。

・上記(1)②及び③の場合

保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は治癒するまでとする。

それ以外の場合は症状が治まるまでとする。

(3) 報告の徹底

罹患等、上記(1)①～③に該当した場合は、電話又はメールにより修学支援室に報告すること。

(4) ②に満たない37.5度以上の発熱の場合

登校せず療養することを強く勧める。欠席の対応は(1)と同等の扱いとする。

(5) 本人が濃厚関係者となった場合、2週間の登校停止とする。

家族が濃厚接触者となった場合、2週間の登校自粛とする。

欠席の対応は(1)と同等の扱いとする。

2) 教職員が罹患等した場合

(1)就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された教職員等、以下に該当する場合は「就業禁止」とする。

①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

②新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった場合

③部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者となった場合

(2)就業禁止期間

・上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

診断された日から医療機関により治癒したと診断される日までとする。

・上記(1)②及び③の場合

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から14日間とする。ただし、当該者の健康状況等によっては必要に応じて延長することがある。

(3)報告の徹底

罹患等、上記(1)①～③に該当した場合は、電話又はメールにより所属部局に報告すること。

4. 感染防止の取組について

1) 各部局等における感染症対策の徹底

発熱等の風邪の症状が見られるときは、大学や職場を休むこと。当面は欠勤としない。期間はそのつど伝達する。

手洗い、咳エチケットの励行に努めるとともに、手指アルコール消毒液の設置、室内のこまめな換気の実施に努めること。

2) イベント等の開催における感染拡大の防止

イベント等は、原則、中止または延期とすること。

3) 新型コロナウイルス蔓延を防ぐための対応（学生・教職員への呼びかけ）

これまでの感染事例から密閉・密集・密接が危険であることがわかっている。このような状況を避けるための呼びかけを行う。